

計 算 書 類 に 対 す る 注 記 (法人全体)

社会福祉法人金良会

1、重要な会計方針

- (1) 当社会福祉法人は、すべての事業につき社会福祉法人会計基準（平成 23 年 7 月 27 日付局長通知・課長通知）を適用している。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産・・・定額法
無形固定資産・・・定額法
繰延資産・・・定額法
- (3) 引当金の計上基準
①退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は簡便法により、福利協会退職共済に委託している掛金累計額に相当する金額を計上している。
②徴収不能引当金の計上基準
徴収不能引当金は、過去の徴収不能実績額に基づく割合により、見積られた徴収不能額に相当する金額を計上している。ただし、徴収不能実績額が軽微であり、財務諸表に与える影響が僅少な場合、重要性の原則により徴収不能引当金の計上を省略している。
- (4) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (5) 消費税の会計処理
消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2、法人で採用する退職給付制度

常勤職員について、公益財団法人神奈川県福協会の実施する退職金共済制度、及び独立行政法人勤労者退職金共済機構の実施する中小企業退職金共済制度に加入している。

3、作成する財務諸表と拠点区分及びサービス区分

当社会福祉法人は以下の財務諸表を作成する。

- (1) 法人全体の財務諸表（会計基準省令第 1 号第 1 様式、第 2 号第 1 様式、第 3 号第 1 様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第 1 号第 2 様式、第 2 号第 2 様式、第 3 号第 2 様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分内訳表（第 1 号の 3 様式、第 2 号の 3 様式、第 3 号の 3 様式）
- (4) 拠点区分別内訳表（1 拠点区分のみであるため作成していない）
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

(拠点区分：塚山ホーム)

- ①法人本部
- ②特別養護老人ホーム
- ③短期入所
- ④デイサービス
- ⑤居宅介護支援センタ
- ⑥サービス付き高齢者住宅

4、基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内訳及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	466,720,000	0	0	466,720,000
建 物	1,082,389,301	0	54,033,733	1,028,355,568

5、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し行った場合は

その旨その理由及び金額

該当なし

6、担保に供している資産に関する事項

- (1) 担保に供されている資産の種類及び金額

該当なし

- (2) 担保している負債の種類及び金額

該当なし

7、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

8、関連当事者との取引の内容に関する事項

該当なし

9、重要な偶発債務

該当なし

10、重要な後発事象

該当なし

11、合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

12、その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし